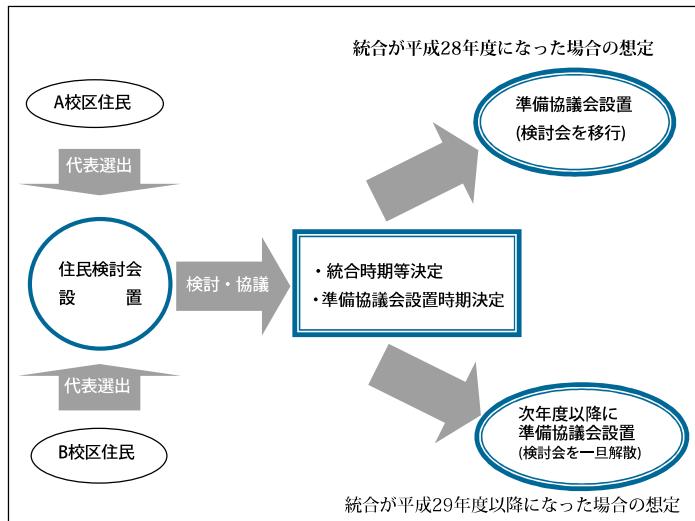


特別委員会報告

伯耆町小学校統合に関する調査特別委員会



住民検討会設置イメージ
(伯耆町立小学校統合に関する調査特別委員会資料より)

『小学校統合の進め方住民検討会（仮称）』の運営方法等	
○住民検討会の目的	小学校統合の年度等の案を策定する。また、統合年度の協議を通して、各小学校区の現状や想いを共有することを目的とする。
○住民検討会の設置単位	岸本地域・溝口地域にそれぞれ住民検討会を設置する。
○構成員及び人数	構成される関係者を中心構成し、一小学校区当たり概ね十人の委員とする。 なお、参加者は原則として、関係団体・地区的推薦とする。
○役員の選出	会長及び副会長一名を互選により選出する。

年月	項目	内容
H26.5~7	小学校統合の進め方住民検討会の説明会開催	関係者に今後の進め方及び住民検討会（仮称）の設置について説明及び意見交換
H26.8	住民検討会設置	○岸本・溝口地域にそれぞれ設置 ○月1~2回程度開催
H26.10	小学校統合年度等の決定	○具体的統合年度等及び準備協議会設置に関する各地区の意向の確認
H26.11	検討会を準備協議会に移行（設置）、又は検討会解散を決定	○2年以内の統合なら移行、統合が遅くなった場合は一旦検討会を解散し、後年度に改めて準備協議会設置等を検討
H26.12	補正予算提出	○準備協議会に移行（設置）となった場合は、運営に必要な経費を補正

今後の予定
(伯耆町立小学校統合に関する調査特別委員会資料より)

○運営 教育委員会事務局に住民検討会事務局を置くが、運営は原則として住民検討会の意思により行うものとする。

○準備協議会への移行 統合年度等が決定した場合に、設置を統合年度の二年前に設置することも検討する。

場合は、住民検討会の構成員をベースとして、住民検討会を準備協議会に移行する。

なお、統合年度が平成二十九年度以降になる場合には、設置を統合年度の二年前に設置することも検討する。

『小学校統合の進め方住民検討会（仮称）』を設置新しい学校創り準備協議会の設置の前段として